

## 大学院工学研究科博士前期課程都市創造工学専攻 における学位審査に関する申し合わせ

### (目的)

第1条 本申し合わせは、大学院設置基準（平成24年3月14日改訂、文科令第6号）第14条の2に定める学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたり、客観性及び厳格性を確保するための学位審査の基準を定める。ここで定める基準は、学位取得に必要な最低限の基準とするが、さらに学位論文の水準の向上を図ることに努めなければならない。

### (評価基準)

第2条 修士論文の審査にあたっては、次の点を考慮して評価を行う。

- 1) 研究目的が明確であり、問題意識、課題設定および研究方法が適切であること。
- 2) 先行研究が適切に検討され、吟味されていること。
- 3) 論拠が明確で、論理的に展開されていること。
- 4) オリジナリティがあり、文献の引用が適切で体裁が整っていること。
- 5) 得られた結論が明確で意義があること。

### (学位取得の要件)

第3条 修士の学位を得ようとする者は、修了予定学年の指定された期日までに、修士論文の審査を受けなければならない。

2. 上記の修士論文の審査を受けようとする者は、審査に先立ち、自らの研究成果を学内外に発表しなければならない。ただし、研究成果の発表については、(研究成果の公表)の第4条に示す。

### (研究成果の公表)

第4条 研究成果の公表については、下記の1)から3)の内、少なくとも1つを満たしていることを学位取得の要件とする。ただし、修士論文の全文が公表されている(本学ホームページ上での公表を含む)場合はその限りではない。

- 1) 審査対象となる修士論文の内容のすべてあるいはその一部が学協会およびそれに準ずる機関の発行する論文誌、機関誌等に掲載されている、または掲載確定であること。ただし、査読有無、著述言語は問わないが、オリジナルな研究論文を掲載した学術雑誌に限る。
- 2) 審査対象となる修士論文の内容のすべてあるいはその一部が大阪産業大学論集に掲載されている、または掲載確定であること。
- 3) 審査対象となる修士論文の内容の一部が国内の学術団体の主催する研究発表会(学会、研究会など)あるいは国内外の学術団体の主催する国際会議において発表済み、または課程修了後に発表が確定していること。

ただし、上記1)、2)については、第1著者は当該学生あるいは指導教員（本学以外も含む）および指導補助教員（授業担当教員、ならびに該当学生が所属する研究室に在職する講師、助手を含む）、3)については登壇者（ポスター講演については主たる発表者）に限るものとする。

#### 附則

この申し合わせは、平成30年度入学生から適用し、平成30年4月1日から施行する。